

障害者就労支援施設への工賃（賃金）向上を目的とした 設備整備への補助を実施します

本市では、物価高騰緊急対策として国の重点支援地方交付金を活用し、障がいのある方の工賃（賃金）向上による自立を促進するため、障害者就労施設における設備整備への補助を実施します。

1 補助対象者

令和8年9月1日時点で以下の指定を市長から受けている事業者

- ・就労継続支援A型事業所
- ・就労継続支援B型事業所

2 補助金額

補助対象経費（上限500万円）×補助率3/4以内

3 補助対象経費

生産性の向上により工賃（賃金）向上に資する設備整備に係る経費
（例 厨房設備、草刈り機等）

4 補助事業期間

補助金交付決定後から令和9年1月31日（日）まで
※期間中に支払が完了したものに限りです。

5 申請期間

令和8年9月2日（水）から令和8年9月30日（水）まで

6 申請方法

市ホームページから様式をダウンロードし、高齢・障害者福祉課まで持参、郵送（締切日必着）又は電子メールで必要書類を提出

7 補助事業の決定について

申請のあった事業計画により以下の項目を基準に選考します。

- ・生産性の向上により工賃（賃金）向上に資する設備整備
- ・利用者の知識・能力の向上に資する設備整備
- ・新たな販路拡大等受注促進につながる設備整備

詳細はこちらからご覧ください。



お問い合わせ
高齢・障害者福祉課
042-707-7055（直通）